

しかおい応援大使制度実施要綱

令和6年12月27日付け 鹿追町長決定
鹿追町観光協会会長決定

(目的)

第1条 この要綱は、鹿追町外に居住する鹿追町出身者、ゆかりのある者が本事業の趣旨に賛同し、鹿追町の魅力を国内外で積極的にPRすることで、町の観光等の振興に資することを目的として設置する「しかおい応援大使」制度の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 しかおい応援大使（以下「大使」という。）とは、鹿追町長（以下「町長」という。）及び鹿追町観光協会会長（以下「会長」という。）からの委嘱を受け、町並びに鹿追町観光協会等から提供される観光情報等を基に、鹿追町の観光情報等を発信する者をいう。

(対象)

第3条 町長及び会長は、本事業の目的に賛同し、地域活性化に対して熱意があり定期的に情報発信を行うことができる者であって、次に掲げるいずれかの要件を満たす者を大使として委嘱する。

(1) 町外に在住する町出身者又はゆかりのある者とし、経済界、学界、マスコミ、文化、芸術、芸能、スポーツなど各界で活動する著名者

(2) 本町に居住したこと又は勤務したことのある町外在住の著名者

2 前項の委嘱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第2項に定める任命ではないものとする。

3 委嘱した大使には、委嘱状及び応援大使名刺を直接贈呈する。ただし、双方又は一方の事情により、直接贈呈できない場合は、郵送等により行うことができるものとする。

(推薦)

第4条 鹿追町内の観光等関係団体または個人の推薦者は、本人の承諾を得た上で、次に掲げる様式を会長あてに提出することにより大使の推薦を行うこととする。

(1) しかおい応援大使推薦書（別記第1号様式）

(2) その他、被推薦者の活動内容のわかるもの

(任期)

第5条 大使の任期は委嘱した日から起算し、3年目の年度の末日までとする。ただし、次に掲げる要件に該当する場合は、任期途中であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 公序良俗に反する、又は大使として相応しくない非行があった場合。
- (2) 1年以上にわたって本人と連絡が取れない（大使の所在が不明となった）場合。
- (3) 本人が死亡した場合。
- (4) 本人が辞退を希望する場合。
- (5) その他、特別な理由がある場合は、本人に確認の上で解任できる。

(活動及び報告)

第6条 大使は、次に掲げるPR活動を行うこととし、毎年度末までにその活動内容を報告することとする。

- (1) 国内外で自身の仕事や人脈、日常活動の中で本町のPR及び情報発信を行うこと。
- (2) 本町のイメージアップ、PRのために、本町及び観光協会等が作成する広報紙、パンフレット、ホームページ等に掲載する本町への応援のコメント等を寄稿すること。
- (3) インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の本町のPRに効果的と考えられる方法により、町の魅力及び情報を発信すること。
- (4) 本町の観光及びまちづくりへの提言、アドバイスを行うこと。
- (5) 本町への観光客誘致等に係る事業・イベントに参加、協力すること。

2 本町のPR等、応援大使の活動を支援するため、次の各号に掲げるものを提供する。

- (1) PR用応援大使名刺
- (2) 町広報紙「広報しかおい」等情報誌
- (3) 鹿追町特産品
- (4) その他、本町観光PRに係る資料

(再任)

第7条 町長及び会長は次に掲げるすべての要件を満たす場合、大使を再任することができる。任期は第5条に準じ、再任回数の上限は設けない。

- (1) 大使が再任について希望すること。
- (2) 前条の報告により、前任期中の大使としての活動が確認できること。

(報酬)

第8条 応援大使には報酬を支給しない。

(守秘義務)

第9条 委嘱に際し知り得た大使の個人情報のうち、次の各号に掲げるものについては、原則公開とするが、それ以外の個人情報については、非公開とする。ただし、特に本人の希望がある場合は、各号に掲げる情報についても、非公開とすることができる。

- (1) 大使の氏名
- (2) 大使の職業（各種団体の役職を含む。）

(3) 大使と本町との関係

- 2 本町の観光PR・情報発信をする際に、委嘱時に提供された大使の写真を使用する場合は、その使用の可否について、本人に確認した上で、掲載することとする。
- 3 第1項に掲げるもの以外の個人情報の公開を要する場合は、本人にその可否を確認した上で、公開するものとする。

(責任)

第10条 大使は、その地位を営利目的で利用してはならない。これに反して営利活動等を行い、又は、大使が第6条に規定する活動の範囲を逸脱すること等により第三者に損害等を与えた場合は、当該大使が全ての責任を負うこととし、鹿追町及び鹿追町観光協会は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

第11条 しかおい応援大使制度に関する事務は、鹿追町商工観光課と鹿追町観光協会事務局において共同で処理することとし、事務局は鹿追町観光協会に設置する。

- (1) 大使委嘱に係る事務手続に関すること。
- (2) 第6条の各号に掲げる活動に必要な連絡、調整、依頼および第8条の各号に掲げる物品・資料等の作成、送付に関すること。
- (3) 大使の活動状況・予定の確認に関すること。
- (4) 任期満了に係る再任の意思確認に関すること。
- (5) その他観光大使に関すること。

(その他)

第12条 この要綱の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 鹿追町観光応援大使制度実施要綱（平成30年要綱）
 - (2) 鹿追町まちづくり応援大使制度実施要綱（平成30年要綱）